十八　簡易水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一九六円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一七六円以上である簡易水道事業（以下「高料金簡易水道事業」という。）で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ＋Ｃ

算式の符号

Ａ　高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量１㎥当たりの資本費から176円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

Ｂ　高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

Ｃ　海水淡水化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

十九　軌道撤去に要する経費があること。

十九　簡易水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。

一　前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの供給単価が一八九円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一七七円以上である簡易水道事業（以下「高料金簡易水道事業」という。）で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

Ａ－Ｂ＋Ｃ

算式の符号

Ａ　高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量１㎥当たりの資本費から177円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

Ｂ　高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

Ｃ　海水淡水化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十　軌道撤去に要する経費があること。